

大鰐町ひとり親家庭等医療費給付申請について

助成対象者

0歳～18歳（18歳到達の3月31日まで）の児童を養育しているひとり親家庭等の父又は母と児童。

助成内容

児童……………保険適用の自己負担分

父又は母……保険適用の自己負担分のうち保険医療機関ごとに、1か月につき1,000円を超えた額に相当する額。

※医療機関は、同月の1医療機関の合算額が1,000円を超えていなければ、助成の対象になりません。

※薬局については、金額に関係なく全ての額が対象となります。

※健診・予防接種・入院時の食事、療養費など保険適用外の費用は対象なりません。

※高額療養費制度に該当する医療費や健康保険からの附加給付金がある場合は加入保険からの支給となります。

申請の流れ

【受診者】

受給資格更新手続き
毎年8月1日に更新されます。

大鰐町役場で7月中に
受給者資格更新手続き



「受給資格証」交付
所得がない方についても
所得の申告をお願いします。

【医療機関等・調剤薬局】

※「受給資格証」を必ず持参

児童

「保険証」と「受給資格証」を提示すると
窓口での自己負担分（保険診療分）の支払いはありません。

※医療機関によっては窓口での支払いが発生し、父又は母と同じ申請手続きが必要

父又は母

「保険証」を提示し自己負担分を支払います。

【役場にて】

償還払い手続き

（詳しくは別紙参照）

「医療機関の領収書」を医療費領収書添付用紙に貼り、
1ヶ月分をまとめ、申請書と併せて保健福祉課⑦番窓口へ提出（毎月月末が締切）
申請した翌月末に自己負担分（保険診療分）が口座に振込みされます。

☆保険証や住所が変更になった場合は、届出が必要です。

高額医療費の可能性のある場合について

- ① 保険証
- ② 限度額証明書
- ③ ひとり親家庭等医療費受給資格証

①～③を医療機関等の窓口に出すと

【児童の場合】

窓口負担0円

【父又は母の場合】

自己負担分のみ支払い

大鰐町保健福祉課 福祉係
TEL 55-6568 内線 303